

平成 19 年 10 月 22 日

各 位

会社名 協和発酵工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 謙
コード番号 4151
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
久我 哲郎
電話番号 03-3282-0009

会社名 キリンファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅野 克彦
問合せ先 総務部長 諸富 滋
電話番号 03-5485-6207

会社名 キリンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 壹康
コード番号 2503
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
前田 一平
電話番号 03-5540-3455

協和発酵工業株式会社とキリンファーマ株式会社の 株式交換契約締結のお知らせ

協和発酵工業株式会社（代表取締役社長 松田 謙、以下「協和発酵」といいます。）、キリンファーマ株式会社（代表取締役社長 浅野 克彦、以下「キリンファーマ」といいます。）及びキリンホールディングス株式会社（代表取締役社長 加藤 壹康、以下「キリンホールディングス」といいます。）は、このたび、協和発酵とキリンファーマの株式交換によるキリンファーマの完全子会社化について最終合意に至り、本日三社の取締役会において決議のうえ、協和発酵とキリンファーマの間で「株式交換契約書」（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結致しましたので、お知らせ致します。

1. 株式交換の背景及び目的

〔1〕戦略的提携の目的及び基本方針

協和発酵グループ及びキリングループにとって主力事業である医薬事業においては、医療制度の改革に伴う診療報酬改定や薬価引下げ等、薬剤費抑制策の浸透、欧米大手製薬企業による攻勢、新薬の研究開発を巡るグローバル競争の激化、新薬創出のための研究開発費負担の増大等、国内・海外共に競争環境が激変しております。両グループは、このような厳しい環境を乗り越えていくため、また、スピード感をもったグローバルな成長を図るために、協和発酵及びキリ

ンファーマがそれぞれ単独で事業展開を推進するのではなく、両社を統合することによる経営基盤の強化が必要であると判断致しました。

このような共通認識に基づき、両グループは、協和発酵とキリンファーマの個性と強みを融合させた新たな会社を創生するという基本的な考え方に立ち、互いの強みであるバイオテクノロジーを基盤とし、医薬を核にした日本発の世界トップクラスの研究開発型ライフサイエンス企業を目指すべく、今般の協和発酵とキリンファーマの統合（以下「本統合」といいます。）を柱とする戦略的提携（以下「本戦略的提携」といいます。）の合意に至りました（本戦略的提携に係る契約を以下「本統合契約」といいます。）。

本戦略的提携の柱である医薬事業の統合については、協和発酵及びキリンファーマの両社は抗体医薬技術を中心としたバイオテクノロジーを強みとしており、両社の抗体医薬技術を融合することによる創薬力の向上、抗体医薬分野のプレゼンス向上による新規抗原の獲得機会の拡大、抗体技術の相互利用による抗体医薬品の開発スピードの加速や海外での積極的な事業展開を目指します。また、本統合を行うことで、研究開発・営業等で規模の拡大と効率的な事業運営体制の構築、医薬事業の収益基盤と競争力の一層の強化が期待でき、事業基盤の強化を図ることができると考えております。

また、非医薬事業については、協和発酵グループ及びキリングループにおいて営まれている事業について多くの共通点（食品、アルコール、健康食品通信販売等）があり、それぞれにおいて具体的に事業統合や連携を進めることで、事業価値の最大化を図ります。

本戦略的提携は、協和発酵グループとキリングループの事業全体を対象とした「企業グループ対 企業グループ」の提携関係を構築することを基本方針としており、協和発酵グループとキリングループは、それぞれの事業規模・資本関係に関わらず、今後とも対等な立場で協議しながら、相互の強みを生かした戦略的な事業提携・連携を推進することにより、シナジーの拡大、競争力強化、経営効率向上、更なる成長の実現を図り、グループの企業価値最大化を目指します。

〔 2 〕 戦略的提携の内容

(1) 戦略的提携の概要

関係法令に基づき、各社の株主総会における承認又は内外関係当局からの承認の取得等の手続を要する事項については、かかる手続を適切に行うことを前提に、以下の合意事項の実現を図ります。

キリンホールディングスによる協和発酵株式の取得

本統合に先立ち、キリンホールディングスは協和発酵の普通株式を対象に、平成 19 年 10 月 31 日（水曜日）から平成 19 年 12 月 6 日（木曜日）までの間、1 株当たり 1,500 円の買付価額で公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施致します。なお、本公開買付けについては、平成 19 年 10 月 22 日開催の協和発酵の取締役会において、賛同決議がなされております。これは、で述べます協和発酵とキリンファーマの株式交換によりキリンホールディングスに割当て交付される協和発酵の普通株式と併せて、キリンホールディングスが当該株式交換の効力発生日時点における協和発酵の基準株式数の 50.10% に相当する株式数を取得するために実施するものです。

（注 1）協和発酵の基準株式数とは、（イ）協和発酵の普通株式の発行済株式総数（協和発酵の保有に係る協和発酵普通株式の数を含みます。）に、（ロ）協和発酵の発行する新株予約権の目的となる協和発酵普通株式の総数が協和発酵の保有に係る協和発酵普通株式の数を超過する数を加えた数をいいます。

(注2) 本公開買付けに係る応募株券等の総数が、79,849,000株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が111,578,000株を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 公開買付け開始予定日までに、対象者の事業、資産等に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合その他一定の場合には、本公開買付けの実施を延期又は中止することがあります。

本公開買付けの詳細については、本日付でキリンホールディングスが発表致しました「協和発酵株工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、本公開買付けによる買付株式数が111,578,000株に満たない場合には、本公開買付け終了後速やかに開催される予定の協和発酵の臨時株主総会(以下「協和発酵臨時株主総会」といいます。)において、で述べます本株式交換契約の承認その他本統合の実行のために必要な議案の承認が得られること等を条件として、キリンホールディングスが、協和発酵とキリンファーマの株式交換によりキリンホールディングスに割当て交付される協和発酵の普通株式と併せて、当該株式交換の効力発生日時点における協和発酵の基準株式数の50.10%に相当する株式数を取得することとなるために必要となる株式数につき、協和発酵は、平成20年3月25日を払込期日とし、1株当たりの払込金額を1,500円として、キリンホールディングスに対する第三者割当ての方法による新株の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を実施することを予定しております。本第三者割当増資を実施する場合には、同取引について協和発酵臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

また、本第三者割当増資を実施する場合は、その詳細を決定次第、速やかにお知らせ致します。

協和発酵とキリンファーマの株式交換及びその後の合併による医薬事業の統合

協和発酵とキリンファーマは、早期に医薬事業の統合を実施すべく、本公開買付けの成立後、両社の株主総会における承認を条件として、平成20年4月1日を効力発生日とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施致します。これによって、キリンファーマは協和発酵の完全子会社となる一方で、キリンホールディングスは先に本公開買付け等によって取得する協和発酵株式と併せて、協和発酵の基準株式数の50.10%に相当する株式を保有する親会社となります。本株式交換により、キリンホールディングスの保有するキリンファーマ普通株式1株に対し協和発酵普通株式8,862株(注)、合計177,240,000株を割当て交付致します。但し、本株式交換の効力発生は、本公開買付けにおいてキリンホールディングスによる買付予定株式数の上限に相当する111,578,000株の買付け等が完了しているか、あるいは本公開買付けが成立しかつ本第三者割当増資が完了していることのいずれかが成就していることを停止条件としています。

(注) キリンファーマの有する自己株式は、本株式交換の効力発生日の前日までに消却する予定です。

本株式交換が効力発生した後、平成20年10月1日を効力発生日として、協和発酵とその完全子会社となるキリンファーマとの間で、協和発酵を存続会社とし、キリンファーマを消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を実施し、本合併により、協和発酵及びキリンファーマの医薬事業の統合は完了致します。上記のほか合併契約に規定すべき事項は、本合併に係る合併契約の締結までに決定致します。なお、本合併に伴い商号変更を行い、本合併後の存続会社の商号は株主総会の承認を経た上で「協和発酵キリン株式会社(英文名 KYOWA HAKKO KIRIN CO., LTD.)」となります。

上記のとおり本合併に先立ち本株式交換を行う理由は、キリンファーマを協和発酵の完全子会社とすることにより、本合併に向けた準備作業をより早期に推進するためであります。

本戦略的提携の詳細については、本日付で協和発酵、キリンファーマ及びキリンホールディングスが発表致しました「協和発酵工業株式会社とキリンファーマ株式会社の統合を柱とする協和発酵グループ及びキリングループの戦略的提携のお知らせ」をご覧ください。

(2) 本統合に向けた推進体制

協和発酵グループとキリングループは、本統合契約締結後速やかに協和発酵社長とキリンファーマ社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置し、本統合及び両グループの事業提携・連携を円滑・迅速に推進致します。

(3) 本合併後の存続会社発足時の経営体制

本合併後の存続会社の商号 協和発酵キリン株式会社(英文名: KYOWA HAKKO KIRIN CO., LTD.)

代表取締役社長 松田 譲 (現協和発酵社長) (予定)

なお、本合併後の存続会社の社長松田 譲は、キリンホールディングスの取締役を兼務します。

代表取締役副社長 宗 友廣 (現キリンホールディングス 常務取締役) (予定)

取締役構成 総数 7 名 (上記代表取締役 2 名を含みます。)

協和発酵出身者 5 名 (社外取締役 1 名を含みます。)

キリングループ出身者 2 名

なお、本合併後の存続会社は、執行役員制度を導入する予定です。

監査役構成 総数 5 名 (うち非常勤監査役 1 名)

協和発酵出身者 4 名 (社外監査役 3 名 (うち非常勤監査役 1 名) を含みます。)

キリングループ出身者 1 名

(4) 本合併後の存続会社とキリンホールディングスとの関係

本統合後の存続会社は、純粋持株会社であるキリンホールディングスはその議決権の過半数を保有する連結子会社として、キリンホールディングスのグループ運営の基本方針を尊重しつつ、自主性・機動性を発揮した自律的な企業活動を行うとともに、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保し、株主全体の利益最大化及び企業価値の持続的拡大を図ってまいります。また、本統合契約締結日以後 10 年間、キリンホールディングスの基準株式数の割合は、50.10% を原則とし、キリンホールディングスは、本統合後も本合併の存続会社の上場が維持されるべく最大限の合理的な協力をを行います。

(注) 基準株式数の割合とは、(イ)キリンホールディングス(キリンホールディングスの子会社及び関連会社を含みますが、協和発酵並びにその子会社及び関連会社を除きます。)の保有に係る協和発酵の普通株式及び(ロ)キリンホールディングスの保有に係る協和発酵の新株予約権の目的となる協和発酵普通株式の数の合計を基準株式数で除して得られる割合をいいます。

(5) 本合併後の存続会社における非医薬事業の統合等

本合併後の存続会社グループの非医薬事業については、本戦略的提携を推進しつつ、それぞれの事業性、収益性を最大化しうる事業運営体制を早期に構築し、各事業領域での成長を目指します。

バイオケミカル事業

素材を中心とするビジネスモデルが医薬事業と異なるため、本合併後の存続会社の子会社として平成 22 年 4 月までに分社し、独自の経営体制構築と成長を目指します。バイオケミカル事業内の健康食品通信販売事業とアルコール事業については、キリングroupに同一の事業が存在するため、競争力の強化、経営効率向上、成長実現を目的として、両事業を統合する方向で具体的検討を行います。また、本合併後の存続会社の基盤となるバイオテクノロジーは、医薬事業のみでなくバイオケミカル事業において展開・発展が期待できることから、医薬事業と共同あるいは分担して、最新のテクノロジーの追求と事業化に取り組みます。

食品事業

調味料中心のメーカー向け素材提供事業であること、中食・外食産業向けを強化しようとしていることなど、キリングroupのキリンフードテック株式会社との共通点が多いため、同社と事業統合する方向で具体的検討を行い、事業基盤の強化・拡大と成長を目指します。

化学品事業

本統合後の存続会社のビジョンに合った環境対応型製品などの高付加価値機能性製品の販売拡大を目指すとともに、他社とのアライアンスを含めて収益安定化と競争力強化に努めます。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換等の日程（概要）

平成 19 年 10 月 22 日（月）	協和発酵、キリンホールディングス及びキリンファーマ取締役会（キリンホールディングス：本統合契約の承認及び本公開買付け開始の決定、キリンファーマ：本統合契約及び本株式交換契約の承認、協和発酵：本統合契約及び本株式交換契約の承認、並びに、本公開買付けへの賛同の決定） 本統合契約及び本株式交換契約の締結
平成 19 年 10 月 31 日（水）（予定）	キリンホールディングスによる本公開買付けの開始
平成 19 年 12 月 6 日（木）（予定）	キリンホールディングスによる本公開買付けに係る公開買付け期間満了日
平成 19 年 12 月下旬（予定）	協和発酵臨時株主総会基準日
平成 19 年 12 月 31 日（月）	キリンファーマ定時株主総会基準日
平成 20 年 2 月下旬（予定）	協和発酵臨時株主総会 （本株式交換契約及び本第三者割当増資の承認）
平成 20 年 3 月 25（火）（予定）	本第三者割当増資払込期日
平成 20 年 3 月下旬（予定）	キリンファーマ定時株主総会（本株式交換契約の承認）
平成 20 年 4 月 1 日（火）（予定）	本株式交換の効力発生日
平成 20 年 4 月下旬（予定）	本株式交換に基づく株券交付日
平成 20 年 4 月下旬（予定）	協和発酵及びキリンファーマ取締役会（合併契約の承認） 本合併に係る合併契約締結

平成 20 年 6 月下旬(予定) 協和発酵定時株主総会（合併契約の承認）

平成 20 年 10 月 1 日（水）(予定) 本合併の効力発生日

(注1) 今後手続きを進める上でやむを得ない事由が生じた場合は、三社間で協議の上、日程を変更する場合があります。

(注2) 平成20年4月下旬には、本合併後の存続会社の主要組織、役員人事、中期経営計画等について発表することを予定しております。

(注3) キリンホールディングスに対する本第三者割当増資は、本公開買付けにより買付予定株式数の上限に相当する111,578,000株の株式の取得がされた場合には実施致しません。本第三者割当増資を実施する場合は、その詳細を決定次第、速やかにお知らせ致します。

(2) 株式交換比率

	協和発酵	キリンファーマ
株式交換比率	1	8,862

1) 株式の割当比率

上記株式交換比率に従い、キリンファーマ普通株式 1 株に対し、協和発酵普通株式 8,862 株を割当て交付します。

(注) キリンファーマの有する自己株式は、本株式交換の効力発生日の前日までに消却する予定です。

2) 株式交換により発行する新株式数等

協和発酵が株式交換に際して発行する株式数は、普通株式 177,240,000 株（株式交換後の基準株式数の 30.75%に相当（注））とします。

(注) 本第三者割当増資が実施されない場合の割合です。キリンホールディングスは本公開買付けにより取得予定の株式数と合わせて、本株式交換後の協和発酵の基準株式数の 50.10%相当を保有することとなります。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

1) 算定の基礎及び経緯

協和発酵及びキリンファーマは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、協和発酵はメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。）を、キリンファーマはJP モルガン証券株式会社（以下「JP モルガン」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式交換比率の算定を依頼致しました。

協和発酵の取締役会は、メリルリンチより 2007 年 10 月 22 日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が協和発酵株主にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び公開情報を全て正確かつ完全なものとして採用しており、かつ個別の資産・負債について鑑定、実地評価を行っておらず、かかる鑑定又は評価の提供も受けておりません。また両社の財務予測及び本株式交換から生じることが予想されるシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、か

つ協和発酵の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの上記意見書は2007年10月22日現在の情報と経済条件を前提としたものであります。

メリルリンチは、本株式交換の諸条件等を分析した上で、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析、類似会社比較分析、市場株価分析、類似取引比較分析、貢献度分析、1株当たり利益増加・希薄化分析、価値創造分析などを総合的に勘案して意見表明を行っております。メリルリンチが株式交換比率の算定にあたって使用した主要な評価方法並びに分析手続きの概略は以下のとおりです。（なお、以下の概略とあわせて（注1）をご参照下さい。）

DCF分析による株式交換比率は協和発酵1に対してキリンファーマ9,689から10,573と算定されております。

類似企業比較分析による株式交換比率は協和発酵1に対してキリンファーマ7,911から9,398と算定されております。

協和発酵及びキリンファーマの利益貢献度分析を実施しております。

協和発酵については、市場株価分析、類似取引比較分析、並びにシナジー効果を考慮した1株当たり利益増加・希薄化分析及び価値創造分析を実施しております。

JPモルガンは、本株式交換の交換比率の算定において、両社の業績の内容や予想、本株式交換により生み出されるシナジー効果等を勘案し、類似企業比較法及びDCF法等による株式価値評価を実施しました。また、JPモルガンは、参考として検討するために利益貢献度分析も行っています。JPモルガンは、両社の株式価値評価の結果、キリンファーマ普通株式1株に対する協和発酵普通株式の割当株数について、類似企業比較法では7,047株～9,354株、DCF法では7,330株～9,026株と算定し、それらの算定結果をキリンファーマに提出致しました。JPモルガンによる交換比率の算定に関しては（注2）をご参照下さい。

なお、キリンファーマの完全親会社であるキリンホールディングスの取締役会はJPモルガンより平成19年10月22日付にて、本戦略的提携に基づく協和発酵普通株式の総取得対価（本公開買付けにおける公開買付価格に基づいて支出する金銭、（必要に応じて）本第三者割当増資に基づいて支出する金銭及び本株式交換における交換比率に基づいて拠出するキリンファーマ普通株式の総数の合計）が財務的見地から公正である旨の意見（注2）を受領しております。

協和発酵は、メリルリンチによる株式交換比率の算定結果を参考に、キリンファーマは、JPモルガンによる株式交換比率の算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況や財務予測、両社の株価動向等の要因を勘案し、両社で協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意致しました。

2) 算定機関との関係

関連当事者には該当しません。

(4) キリンファーマの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 株式交換日までの利益配当限度額

- 1) 協和発酵は、平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式1株につき5円を限度として、利益の配当を行うことができます。

- 2) キリンファーマは、平成 19 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式 1 株につき 23 万円を限度として、利益の配当を行うことができます。

3. 株式交換当事会社の概要

(1) 商号	協和発酵工業株式会社	キリンファーマ株式会社
(2) 事業内容	医家向け医薬品、医薬・工業用原料、ヘルスケア製品、農畜水産向け製品、アルコール等の製造、販売	医薬品の製造・販売
(3) 設立年月日	昭和 24 年 7 月 1 日	昭和 33 年 4 月 25 日 (平成 19 年 7 月 1 日発足)
(4) 本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号	東京都渋谷区神宮前六丁目 26 番 1 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松田 譲	代表取締役社長 浅野 克彦
(6) 資本金	26,745 百万円(平成 19 年 3 月 31 日現在)	3,000 百万円(平成 19 年 7 月 1 日現在)
(7) 発行済株式数	399,243,555 株(平成 19 年 3 月 31 日現在)	30,000 株(平成 19 年 7 月 1 日現在)
(8) 総資産	3,788 億円(平成 19 年 3 月 31 日現在・連結)	766 億円(平成 19 年 7 月 1 日現在・単体)
(9) 純資産	2,440 億円(平成 19 年 3 月 31 日現在・連結)	630 億円(平成 19 年 7 月 1 日現在・単体)
(10) 決算期	3 月 31 日	12 月 31 日
(11) 従業員数	5,756 人(平成 19 年 3 月 31 日現在・連結)	1,270 人(平成 19 年 7 月 1 日現在・単体)
(12) 主要取引先	株式会社メディセオ・パルタック ホールディングス 株式会社スズケン アルフレッサ株式会社	アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社スズケン
(13) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) 6.33% 第一生命保険相互会社 6.17% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.60% 農林中央金庫 4.52% みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託 2.02% (平成 19 年 3 月 31 日現在)	キリンホールディングス 100% * 自己株式を除く (平成 19 年 7 月 1 日現在)
(14) 主要取引銀行	株式会社みずほコーポレート銀行 農林中央金庫	株式会社三菱東京UFJ銀行

(15) 当事会社の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(16) 最近3決算期間の業績(連結)

(単位:億円)

決算期	協和発酵(完全親会社)			キリンファーマ(完全子会社)		
	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成16年 12月期	平成17年 12月期	平成18年 12月期
売上高	3,589	3,534	3,542	603	640	618
営業利益	335	255	306	116	132	105
経常利益	323	282	309			
当期純利益	179	162	126			
1株当たり当期純利益(円)	41.67	38.35	31.32			
1株当たり配当金(円)	10.00	10.00	10.00			
1株当たり純資産(円)	556.29	604.91	607.49			

キリンファーマについては、事業部門の業績を記載しております。

キリンファーマは非上場会社につき、表中の売上高、営業利益を除き非開示です。

4. 株式交換後の状況

(1) 協和発酵工業株式会社

1) 商号

協和発酵工業株式会社(英文: KYOWA HAKKO KOGYO CO., LTD.)

2) 事業内容

医家向け医薬品、医薬・工業用原料、ヘルスケア製品、農畜水産向け製品、アルコール等の製造、販売

3) 本店所在地

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

4) 代表者の役職・氏名(予定)

代表取締役社長 松田 譲

5) 資本金

現時点では確定しておりません。

6) 総資産

現時点では確定しておりません。

7) 純資産

現時点では確定しておりません。

8) 決算期

3月31日

9) 会計処理の概要

本株式交換は、協和発酵を完全親会社、キリンファーマを完全子会社とするものであり

ますが、協和発酵がキリンホールディングスの子会社となることから、企業結合会計上は、キリンファーマを取得会社とし、協和発酵を被取得会社とする「逆取得」に該当すると見込まれます。そのため、本株式交換後の連結財務諸表上においては、パーチェス法が適用され、のれんが計上される予定ですが、当該のれんの金額及び償却年数は現時点では確定しておりません。

10) 株式交換による業績への影響の見通し

業績見通しについては、のれんの金額及び償却年数を含めて現時点では確定しておりません。確定次第改めて開示致します。

(2) キリンホールディングス株式会社（株式交換後の協和発酵の親会社）

1) 商号

キリンホールディングス株式会社（英文: KIRIN HOLDINGS COMPANY, LIMITED）

2) 事業内容

持株会社として、事業会社（酒類・飲料・医薬品等）の事業活動の支配・管理

3) 本店所在地

東京都中央区新川二丁目 10 番 1 号

4) 代表者の役職・氏名（予定）

代表取締役社長 加藤 壹康

5) 資本金

現時点では確定しておりません

6) 総資産

現時点では確定しておりません。

7) 純資産

現時点では確定しておりません。

8) 決算期

12 月 31 日

9) 連結会社としての会計処理の概要

企業結合会計上、パーチェス法が適用され、のれんが計上される予定ですが、当該のれんの金額及び償却年数は現時点では未定であります。発生したのれんは、その効果が発現すると見積もられる期間において定額法により償却を行う予定です。

10) 株式交換による業績への影響の見通し

業績見通しについては、のれんの金額及び償却年数を含めて現時点では確定しておりません。確定次第改めて開示致します。

(3) キリンファーマ株式会社

1) 商号

キリンファーマ株式会社（英文: KIRIN PHARMA COMPANY, LIMITED）

2) 事業内容

医薬品の製造・販売

- 3) 本店所在地
東京都渋谷区神宮前六丁目 26 番 1 号
- 4) 代表者の役職・氏名（予定）
代表取締役社長 浅野 克彦
- 5) 資本金
現時点では確定していません。
- 6) 総資産
現時点では確定していません。
- 7) 純資産
現時点では確定していません。
- 8) 決算期
12 月 31 日

（注 1）

メリルリンチは各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っています。したがって、メリルリンチは、メリルリンチの分析は全体として考慮される必要があり、すべての分析及び要因を考慮することなくその一部分を抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあると考えています。分析を行うにあたり、メリルリンチは、協和発酵、キリンファーマ、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢並びにその他の事項について多数の前提を置いており、その多くは協和発酵にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。

メリルリンチの意見に至る過程は、特定の状況に最も適切に関連性を有する財務分析方法に関する様々な決定及びそのような方法の適用を伴う複雑な分析過程であり、したがって、そのような意見及び分析は、容易に要約できるものではなく、また一部の分析結果の表明で代替できるものではありません。比較分析に用いた如何なる会社、事業及び取引にも、協和発酵、キリンファーマ又は本株式交換と同一のものはありません。また、これらの分析結果の評価は、すべてが数学的なものではなく、むしろ、財務上及び事業上の特性その他の要因であって関連取引、関係当事者の市場株価もしくはその他の価値、又は分析された事業セグメントもしくは取引に影響を及ぼしうるものについての複雑な考慮及び判断を伴うものです。これらの分析に含まれる評価及び個別の分析の結果としての株式交換比率又は価値算定の範囲は必ずしも実際の結果もしくは価値を示し、又は将来の結果もしくは価値を予測するものではなく、これらはそれらの分析が示すところよりも著しく異なる可能性があります。さらに、事業又は証券の価値に関する分析は価格の鑑定ではなく、事業、会社又は証券が実際に売却される場合の価格を反映するものではありません。このように、これらの分析及び評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

メリルリンチの上記意見書は、協和発酵の取締役会使用するためにその便宜のために作成されたものです。メリルリンチの上記意見書は、協和発酵による本株式交換の実行決定の是非についてのメリルリンチの意見を述べるものではなく、また協和発酵の株主が本株式交換その他関連する事項についていかなる議決権その他の権利行使を行うか（反対株主として買取請求権を行使するか否かを含みます。）について協和発酵の株主に対して何らかの推奨を行うものではありません。また、メリルリンチは、協和発酵株主以外の協和発酵の証券の保有者、債権者、その他の構成員にとっての公正性又はその他の考慮事項についての意見を求められておらず、かつ意見を述べておりません。また、メリルリンチは、本株式交換の発表後又は完了後に取引される協和発酵株式の価格について一切意見を表明するものではありません。

（注 2）

JP モルガンは、本意見を表明するにあたり、公開情報、キリンホールディングス、キリンファーマ若しくは協和発酵から提供を受けた情報又はキリンホールディングス、キリンファーマ若しくは協和発酵と協議した情報及び JP モルガンが検討の対象とした、又は JP モルガンのために検討されたその他の情報に依拠し、かつそれらが正確かつ完全であることを前提としており、JP モルガンがその正確性や完全性について独自の検証を行う責任を負うものではありません。JP モルガンは、いかなる資産及び負債についても鑑定を行っておらず、これに関していかなる鑑定書や査定書の提出も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下でのキリンホールディングス、キリンファーマ及び協和発酵の信用力についての評価も行っておりません。JP モルガンは、キリンホールディングス、キリンファーマ又は協和発酵から

提出された財務分析や予測（シナジー効果を含みます。）に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされたキリンホールディングス、キリンファーマ及び協和発酵の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての本意見表明時点で考えられる最善の見積りと判断に基づいて合理的に作成されたことを前提としています。JP モルガンは、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何らの見解も表明するものではありません。JP モルガンはまた、本統合契約及び本株式交換契約の最終版が、JP モルガンに提出されたそれらの草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。JP モルガンは、本意見表明に関する一切の法的問題について、弁護士の見解に依拠しております。更に、JP モルガンは、本戦略的提携の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の承認又は許認可等が、キリンホールディングス、キリンファーマ若しくは協和発酵又は本戦略的提携の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

JP モルガンによる本意見の表明は、かかる意見の表明日付現在で JP モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいており、本意見表明がなされた後の事象により、本意見の表明が影響を受けることがあります。弊社はその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。本意見は、本戦略的提携における協和発酵普通株式の総取得対価がキリンホールディングスの株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明を行うにとどまり、キリンホールディングスの発行するその他の種類の有価証券の保有者、債権者若しくはその他の議決権保有者にとっての本戦略的提携若しくはその対価の公正性、又は本戦略的提携を実行するというキリンホールディングスの決定の是非について意見を述べるものではありません。JP モルガンは、キリンホールディングス普通株式又は協和発酵普通株式が将来どのような価格で取引されるかという点についても、何ら意見を表明するものではありません。

JP モルガンは本戦略的提携に関して、キリンホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーとして行ったサービスの対価として報酬をキリンホールディングスから受領しております。更に、キリンホールディングスは、JP モルガンがキリンホールディングスから委託されて行う業務から生ずる一定の責任について JP モルガンを補償することに同意しております。JP モルガン又はその関連会社はキリンホールディングスに投資銀行サービスを現在まで提供してきております。JP モルガン又はその関連会社は、その通常の業務において、キリンホールディングス、キリンファーマ又は対象者の債券又は持分証券の自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、JP モルガン又は関連会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

以 上